

平成 28 年度第 2 回大津町国民健康保険運営協議会 議事録

平成 28 年度第 2 回大津町国民健康保険運営協議会は、平成 29 年 3 月 28 日（火）午後 15 時 00 分、大津町役場会議室 B において開催された。

1. 当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表 合志 鉅美、西岡 智子、太田 昭子

公益代表 佐藤 信二、宇野 馨、西村 敬子

医師会代表 荒井 光弘

欠席者 岩上 英一、高山 久美、花岡 亮介、堀田 茂弘、
三池 久美子

2. 当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	本郷 邦之
健康保険課長	坂田 敬介
住民税係長	村山 博徳
健康推進係長	和田 しおり
国保・医療係長	大塚 昌憲
国保・医療係	菊永 愛

3. 当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

4. 開会 15 時 00 分

開 会

只今から平成 28 年度第 2 回大津町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

委嘱状交付

住民福祉部長挨拶

（本郷部長による挨拶）

会長の選任

（協議会会長に佐藤委員を選任）

会長挨拶

(佐藤会長による挨拶)

議事

会長：平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について説明をお願いします。

(資料に基づき、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について説明)

会長：質疑並びにご意見はありますか。(なし)

会長：なければ次へ進みます。平成29年度大津町国民健康保険特別会計予算についてお願いします。

(資料に基づき、平成29年度大津町国民健康保険特別会計予算について説明)

会長：質疑並びにご意見はありますか。

委員：共同事業の交付金・拠出金について、他の予算項目は全体的に減っているのに、共同事業だけは増額しているのはなぜですか。

国保・医療係長：共同事業の交付金・拠出金については、医療費の見込みを国保連合会で行っています。連合会の見込みでは、高額な医療費については県全体でかなり伸びるということになっています。また、26、27、28年度の三年を見て算定されますので、大津町では26、27年度の給付が大きいので拠出金も大きくなっています。それを踏まえた上で予算を作成しております。共同事業には交付金と拠出金があり、保険財政共同安定化事業の場合、仮に拠出金が超過すると、今年度も拠出超過でしたが、1%を超える分については県でみてもらえます。高額共同事業については4分の1ずつが、国・県の負担となっており、昨年度の決算では拠出超過でしたが、ここ10年位を見ると上下しながらも大体プラスマイナス0で推移しています。仮に減少したとしても、国・県に負担してもらえる分があるので町の国保にとっては有利な事業です。

委員：単年度で見ると下がっているけれども、長いスパンで見ると過去に給付が上がっている年もあるので、それらを算定し、このような結果になるということですね。

国保・医療係長：その通りです。補助率や県全体の見込みを踏まえています。

委員：他の市町村が高くなったから大津町も高くなったというわけではないですか。

国保・医療係長：増減は市町村それぞれですが、全体的に見ると80万以上の高額医療費の伸びがありますので、その影響はあると考えています。

会長：他に質問はありますか。では次の議題に移ります。
(国保の制度改正について説明)

会長：説明が終わりました。ご意見ありませんでしょうか。

委員：単純な質問ですがいいですか。県から標準保険料が示されると聞きましたが、これは町の人口などのデータを県にあげてから算定され、大津町はこれだけ納入して下さいというのを決められ、町が各世帯別に収入算定するということですか。

課長：今コンピュータで試算をしていますけれども、大津町ではこのくらいの税額が計算できましたという内容と共に委員の皆様にお知らせし、一緒に考えて頂きたいと思います。

委員：そうなった場合、保険料の未払い分はどうなりますか。

課長：大津町の収納率は今少し落ちて90%位です。それも加味した上で、考えていくことになります。

委員：保険者は誰になりますか。

課長：今は大津町が保険者ですが、今後、財政面は県が責任を持ちます。改正後の保険証の標題は「熊本県国民健康保険」と書いてありますので一見県が保険者のようですが、町が保険者でなくなるということでもありません。制度上は、県と引き続き各市町村で運営されるということになります。

委員：今までの被保険者は変わらず町に保険料を払うということですか。

課長：町が今までどおり納付書を発行し、町にお支払いしていただくのは今後も変わりません。

委員：大津町の保険税で、不納欠損が出た場合、最終的な負担者は誰になりますか。まだ結論は出ていないと思いますが、要はお金が入らなかった時に誰が負担するのかという質問です。また、県に運営コストが増えてくると思いますが、かといって町の仕事が減るわけではないですね。そうすると全体的なコストは増えると思いますが、それは保険料に反映されるのか、公費負担で保険料には反映されないのか。どちらでしょうか。

国保・医療係長：未納分についてですが、ある程度収納率を見込んで算定します。おそらく92%程度を見込むことになると思いますが、それをクリアできなければ町負担が増えるかもしれませんが、逆に収納率を上げれば国保の財政としてはプラスになるかもしれません。収納率は100%で計算されるわけではなく、全体的な県全体の収納率を見て、標準的な収納率をベースに算定されます。

委員：町の負担は増えるということですか。

国保・医療係長：町の負担金への影響はゼロではないです。

委員：結局被保険者がその分は負わないといけないのですね。

国保・医療係長：県の示す標準保険料率に反映されると思います。

委員：国保全体の運営コストが膨らむことについてはどうですか。

国保・医療係長：県の運営コストとしては、職員数は今も若干増えております。町についても事務的なことと言えば、補助金の申請等、今よりも（事務が）軽減されると思いますが、その分県が算定するためのデータを作ることになりますから実際にプラスなのかマイナスなのかまだわからないところです。ただ、県への納付金の額は、市町村ごとの所得水準と医療費水準が大きなポイントとなります。医療費水準を下げるためには保険者努力支援制度、いわゆるインセンティブがとても重要になってきます。今も健康推進係と取り組みをやっていますが、今後、さらに重要視されると思いますので、町としても力を入れるべきところです。コスト増になったとしても健康づくりなどの医療費削減への取り組みに力

を入れなければ、町全体の医療費（給付費）も減りませんし、国・県からの補助金等にも影響が出てくるので必要なコストだと考えています。

会長：他に質問はありませんか。以上で大津町国民健康保険運営協議会を閉会します。